

環境規発第 1811292 号

環境施発第 1811291 号

平成 30 年 11 月 29 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長



高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る保管場所の変更に関する留意事項について
(通知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

さて、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）第 8 条第 2 項の規定により、保管事業者は、同条第 1 項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならないとされている。ただし、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合はこの限りでないとして、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号。以下「PCB 特措法施行規則」という。）第 10 条第 1 項第 1 号では、高濃度 PCB 廃棄物の種類に応じ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の各事業対象地域内において保管場所を変更する場合には、保管場所の変更の制限の例外とする旨規定している。

一部の保管事業者においては、保管費用の低減、保管場所の確保が困難等の理由により、JESCO の拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体又はその近隣の地方公共団体へ、同号の規定に基づく保管場所の変更を行う事例が見られるところである。その際、不適正な保管や届出手続の遅れ等があった場合には生活環境保全上の支障が生じる懸念もあることから、こうした事態の発生を防止するため、各都道府県・政令市におかれては、改めて下記の事項に留意の上、保管事業者の指導に当たられたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 特別管理産業廃棄物の収集・運搬に伴う保管

高濃度 PCB 廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 5 項に定める特別管理産業廃棄物である。そのため、当該高濃度 PCB 廃棄物を当初の保管場所から移動させ、変更後の保管場所で保管する行為は、特別管理産業廃棄物の収集・運搬に伴う保管に該当する。

2 譲渡し及び譲受けへの該当性

PCB 特措法第 17 条は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB 廃棄物」という。)を譲り渡し、又は譲り受けることを禁止している。

PCB 廃棄物を他人の支配する倉庫等に移動させ、他人に当該 PCB 廃棄物の保管を委託する場合は譲渡しに該当し、同条の規定に違反することとなることから、保管事業者による保管場所の変更に係る届出があった際は、この点について確認されたい。

3 期限内の届出

保管事業者がその高濃度 PCB 廃棄物の保管場所を変更したときは、PCB 特措法施行規則第 10 条第 2 項の規定に基づき、その変更があった日から 10 日以内に、様式第二号による届出書を当該変更前の保管場所を管轄する都道府県・政令市の長及び変更後の保管場所を管轄する都道府県・政令市の長に提出しなければならないこととされているが、保管事業者による届出書の提出が当該期限内になされない事案が見受けられるところ、改めて、届出書の提出を期限内に適切に行うよう指導されたい。

4 情報共有の促進

変更前の保管場所を管轄する都道府県・政令市は、保管事業者による保管場所の変更を行おうとする動きを把握した際は、速やかに変更後の保管場所を管轄する都道府県・政令市へ情報提供するとともに、以下の事項について、双方の都道府県・政令市から指導及び助言を行うなど、適宜、連携を図られたい。

- PCB 特措法第 8 条第 2 項により、原則、保管事業者は同条第 1 項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならないこと
- 保管場所の変更にあたっては、1 から 3 までの事項を遵守すること

(以上)